

議会議案第一号

石川県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

石川県政務調査費の交付に関する条例（平成十三年石川県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「という。」の下に「又はその所属議員」を加える。

第三条第一項中「月額三十万円に各会派の所属議員の数を乗じて得た額」を「議員一人当たり月額三十万円」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 政務調査費の交付の方法は、会派ごとに、次の各号に掲げる方法のいずれかによるものとし、その交付額は、当該各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 会派に交付する方法 前項に規定する議員一人当たりの月額に、当該会派の所属議員の数を乗じて得た額

二 議員に交付する方法 前項に規定する議員一人当たりの月額

三 会派及び議員に交付する方法 前項に規定する議員一人当たりの月額を会派に交付する部分の額と当該会派の所属議員に交付する部分の額に一律に区分し、会派に交付する額にあっては当該区分された会派に交付する部分の額に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額、議員に交付する額にあっては当該区分された当該会派の所属議員に交付する部分の額

第三条第四項を削り、同条第三項中「除名若しくは死亡」を「死亡若しくは除名」に、「又は会派が解散した」を「若しくは会派が解散し、又は会派が第二項に規定する政務調査費の交付の方法の変更（同項第三号に規定する区分された会派に交付する部分の額及び当該会派の所属議員に交付する部分の額の変更を含む。）をした」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項に規定する政務調査費の交付額は、月の初日に会派の所属議員である者を基準として算定する。この場合における各会派の所属議員の数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

第四条第一項中「、代表者及び政務調査費経理責任者を定め」を削り、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項に次の三号を加える。

五 前条第二項に規定する政務調査費の交付の方法

六 前条第二項第一号又は第三号に掲げる政務調査費の交付の方法を用いる会派にあつては、その政務調査費経理責任者の氏名

七 前条第二項第三号に掲げる政務調査費の交付の方法を用いる会派にあつては、同号に規定する区分された会派に交付する部分の額及び当該会派の所属議員に交付する部分の額

第四条第三項中「解散した」を「解散その他の事由により消滅した」に改める。

第六条第一項中「以下」を「次条第一項において」に改め、「当該通知に係る会派の」を削り、「政務調査費」の下に「（年度の途中において議員の任期が満了する場合は、議員の任期が満了する日の属する月までの政務調査費）」を、「代表者」の下に「又はその所属議員」を加え、同条第二項中「解散した」を「解散その他の事由により消滅した」に、「代表者」を「、その代表者」に改め、「者」の下に「又はその所属議員（その所属議員でなくなった者がいるときは、その所属議員であつた者又はその相続人を含む。）」を加える。

第七条第一項中「代表者」の下に「又はその所属議員」を加え、同条第三項中「代表者」の下に「又は新たにその所属議員となつた者若しくはその所属議員でなくなった者（その所属議員の死亡の場合には、その相続人。第二号において同じ。）」を加え、「その異動が議員数の減少の場合は減少した議員数に応じた額を速やかに知事に返還し、議員数の増加の場合は増加した議員数に応じた額を知事に請求するものとする」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとるものとする」に改め、同項に次の各号を加える。

一 会派の所属議員数が増加した場合 会派にあっては当該増加した議員数に応じた額、新たにその所属議員となつた者にあつてはその交付を受けるべき額を速やかに知事に請求すること。

二 会派の所属議員数が減少した場合 会派にあっては当該減少した議員数に応じた額、その所属議員でなくなつた者にあつてはその交付を受けた額を速やかに知事に返還すること。

第七条第四項中「解散したとき」を「解散その他の事由により消滅したとき」に改め、「であつた者」の下に「又はその所属議員であつた者」を加え、「解散した日」を「会派が消滅した日」に改める。

第八条第一項中「会派」の下に「又はその所属議員」を加える。

第九条の見出しを「(収支報告書等)」に改め、同条第一項中「代表者」の下に「又はその所属議員」を、「以下」の下に「この項及び第三項において」を、「という。」の下に「並びに当該収支報告書に記載された政務調査費の支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写し(以下「収支報告書等」という。)」を加え、同条第二項中「解散したときは、その代表者であつた者は、解散した」を「解散その他の事由により消滅したとき、又はその所属議員が任期満了、辞職、失職、死亡、除名若しくは議会の解散によりその所属議員でなくなつたときは、当該会派の代表者であつた者又はその所属議員であつた者(その所属議員の死亡の場合は、その相続人)は、当該会派が消滅し、又はその所属議員でなくなつた」に、「収支報告書」を「収支報告書等を、その日の翌日から起算して」に改める。

第十条中「収支報告書」を「収支報告書等」に改める。

第十一条中「知事は、会派が」を「会派の代表者又はその所属議員は、」に改め、「当該会派が」及び「、当該会派に対し」を削り、「の返還を命ずることができ」を「を知事に返還しなければならぬ」に改める。

第十二条の見出しを「(収支報告書等の保存)」に改め、同条第一項中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条第二項を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 改正後の石川県政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

議会議案第2号

石川県議会議員政治倫理要綱

石川県議会議員政治倫理要綱（平成15年2月24日議決）の全部を改正する。

（目的）

第1 この要綱は、議会政治の根幹をなす政治倫理の確立のため、石川県議会議員（以下「議員」という。）の責務と規範を定めることにより、石川県議会（以下「議会」という。）の権威と名誉を守り、県民の厳粛な信託にこたえ、もって、清潔で民主的な県政の発展に寄与することを目的とする。

（責務）

第2 議員は、県民の負託にこたえるため、絶えず県民全体の福祉の向上のために行動しなければならない。

2 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚して、自らの行動を厳しく律するとともに、県民の代表として良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

3 議員は、政治倫理に関し、政治的又は道義的批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事実を解明し、その責任を自ら進んで明確にしなければならない。

（行為規範）

第3 議員は、次に掲げる事項を遵守して行動しなければならない。

(1) 議員は、公正を疑われるような金品の授受をしてはならない。

(2) 議員及び議員の資金管理団体（後援団体を含む。）は、政治的・道義的批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けてはならない。

(3) 議員は、自己や特定の者の利益を図ることを目的として、国若しくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関し、働きかけをしてはならない。

(4) 議員は、国若しくは地方公共団体の公務員又は関係団体（指定管理者を含む。）の役員若しくは職員に対し、公正な職務の執行を妨げる等の働きかけをしてはならない。

2 この行為規範の細部については、別途運用規程で定める。

（措置）

第4 この要綱の規定に違反し、政治的・道義的に責任があると認められる議員に対しては、次に掲げる措置をとることができる。

(1) 議員辞職の勧告

(2) 議会における役職辞任の勧告

(3) 議会の会議への出席自粛の勧告

(4) その他必要な措置

（運用）

第5 この要綱の運用については、議会運営委員会が当たる。

附 則

この要綱は、石川県議会において議決された日から施行する。

議会議案第3号

緊急雇用対策と労働法制の抜本的な改正を求める意見書

世界を襲っている百年に一度とも言われる金融危機は、実体経済にも深刻な影響を及ぼしている。とりわけ、非正規雇用者を中心に雇用の状況は悪化し、大量の失業者の発生が憂慮されている。

この間の規制緩和の流れの中で、労働法制は改定を繰り返し、働き方の安定しない非正規雇用者を増加させ続けてきた。現在のような不況下にあっては、このような働き方を余儀なくされている者にそのしわ寄せが集中してくることは容易に予想されたことである。

政府は、より安定した働き方ができる社会をめざすべきである。そして、緊急には、離職者の住居など生活安定の確保、円滑な再就職、職業訓練の実施など、必要な支援に積極的かつ全力で取り組むべきである。

また、企業は安易な解雇や内定取り消しに走ることなく、雇用の維持・確保に全力で取り組み、政府は企業に対し、雇用維持のための十分な支援を行うべきである。

よって、国におかれては、下記の事項を早急に実行されるよう強く要望する。

記

- 1 非正規労働者の生活安定と保護のため、関連法の改正を行うこと。
- 2 雇用調整助成金の拡充、採用内定取り消しの規制、障害者雇用対策の強化など失業予防対策の強化を図ること。
- 3 雇用保険制度の要件緩和や新たな就労・生活支援制度を創設するなど、働く者のセーフティネットの強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月19日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		
内閣官房長官		

石川県議会

議会議案第4号

看護職の資質向上対策の充実を求める意見書

最近の医療技術の進歩や国民のニーズの変化に伴い、看護職の役割は多様化し、看護の基盤となるべき知識や技術、能力は飛躍的に拡大している。しかしながら、資質向上の要となる看護師の基礎教育年限は、戦後から60年来、3年間とされたまま変わっていない。

また、医療安全の推進や看護実践能力の確保を図るためには、臨床研修の制度化が必須であり、現在、国が進めているモデル事業導入への現場のニーズは極めて高い。

よって、国におかれては、看護職の資質向上のため、下記の施策を積極的に講じるよう強く要望する。

記

- 1 看護師基礎教育4年制化の強力な推進
- 2 新人看護師臨床研修制度の推進

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月19日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第5号

未就業看護職員の現況把握等を求める意見書

少子・高齢化の進展、医療技術の高度化・専門化、医療ニーズの多様化など、我が国の医療・看護を取り巻く環境は大きく変化しており、幅広い役割を担う看護職員の需要が高まっている。

こうした中、結婚や育児等の理由により離職する看護職員も多く、看護職員の不足解消が地域医療サービス向上の課題の一つとなっている。また、少子化などの影響により新人看護職員の確保が厳しい状況となる中、離職した未就業看護職員の再就業の促進は即戦力として大いに期待される場所である。

しかしながら、保健師助産師看護師法第33条の規定では、看護職員である保健師・助産師・看護師又は准看護師は、厚生労働省令に基づき、2年毎に氏名・住所その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出ることになっているが、業務に従事する者のみが対象であり、未就業看護職員は届出対象外であることから、未就業看護職員の現況把握が困難で、再就業促進の妨げとなっているのが現状である。

よって、国におかれては、国民が良質で安心・信頼できる医療を地域において継続して受けることができるよう、下記の事項の実現を強く要望する。

記

- 1 未就業看護職員の再就業支援を効果的なものとするため、法律で定めている業務従事者届出調査の対象範囲を医師・歯科医師・薬剤師と同様に業務従事者から免許取得者にまで拡大するなど、未就業看護職員の現況把握を行うとともに、再就業促進に活用できるような方策を講じること。
- 2 看護職員確保に関する施策に積極的に取り組むため、都道府県が単独で実施している未就業看護職員に対する臨床研修等、再就職支援対策に対し十分な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月19日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
厚生労働大臣	
内閣官房長官	

森林整備法人の経営改善に関する意見書

森林整備法人は、国の拡大造林政策を推進するため、都道府県が中心となって設立され、分収林特別措置法に基づく分収林事業を株式会社日本政策金融公庫（旧農林漁業金融公庫）等の制度資金を利用し展開してきた。その結果、水源かん養や国土保全、二酸化炭素の吸収など森林のもつ多面的機能が発揮され、国民の豊かで安心・安全な暮らしを支える上で、重要な役割を果たしてきたところである。

本県においても、昭和41年に財団法人石川県林業公社が設立され、約14,000 haの分収契約方式による造林を実施し、山村地域の振興や地域住民の雇用機会の創出、森林の有する公益的機能の維持増進に寄与してきたところである。

しかしながら、法人経営は、その後の植林、保育等のコストの上昇や木材価格の低迷による事業の採算の悪化、長期債務残高の増嵩などにより、極めて厳しい状況に至るとともに、法人の債務に対し損失補償を行ってきた都道府県の財政運営にも大きな影響を及ぼすこととなっており、分収林事業の抜本の見直しや累積債務の整理、持続可能な事業への再構築が喫緊の課題となっている。

昨年11月には、総務省、林野庁及び地方公共団体で構成される検討会が設置され、森林整備法人の経営対策やこれを踏まえた今後の森林整備のあり方について検討を進めているところである。

よって、国におかれては、森林整備法人が抱える問題を早期に解決するため、国有林野事業の累積債務処理を行った経緯を踏まえ、下記に掲げる制度を創設し、抜本的な対策を講じるよう強く要望する。

記

- 1 森林整備法人の債務圧縮と将来にわたる利子負担軽減のための新たな金融支援制度を創設すること。
 - 2 森林整備法人の経営支援を行う都道府県に対する財政負担軽減のための地方財政措置制度を拡充すること。
 - 3 森林整備法人の既往債務が経営を圧迫していることから、都道府県が森林整備法人へ長期貸付が可能となる起債の発行を認めること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月19日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
農林水産大臣 内閣官房長官	

地方分権改革の推進を求める意見書

現在、検討が進められている第2期の地方分権改革は、国と地方の役割分担を一から見直し、簡素で効率的な行政システムへと再構築しようとするものであり、「国と地方の二重行政」を排除する観点から、国の関与や出先機関の抜本的な見直しを行い、権限と責任、それに見合う財源を有した新たな地方政府が確立されなければならない。

こうした中、昨年12月8日、地方分権改革推進委員会は政府に対し第2次勧告を提出した。この勧告においては、「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」が盛り込まれ、国の過剰な関与について見直しの方向性が示されるなど、地方分権の推進に向けた一定の前進が見られるところである。

一方で、「国の出先機関の見直しと地方の役割の拡大」については、これまで検討されてきた出先機関の所掌事務の多くについて明確な分権の方向性が示されておらず、地方分権改革の推進や二重行政の解消といった観点からは、十分でない指摘せざるを得ない。

とりわけ、現在の省庁ごとの出先機関を統合し、新たに設置する「地方振興局（仮称）」と「地方工務局（仮称）」については、今後の地方への権限移譲が進まなければ、国の出先機関の強化につながり、むしろ地方分権改革に逆行するのではないかと強く危惧される内容となっている。

今後、地方分権改革の推進や二重行政の解消を進めるためには、第2次勧告に示された国の義務付け・枠付けの見直しを推進するための施策を具体化して実効あるものとするとともに、国から地方への権限移譲を積極的に進めること、あわせて、権限移譲に伴う財源や人材について具体的かつ明確に示すことが必要である。

よって、国におかれては、さらなる権限移譲を進め、真の地方分権改革の実現に向け強力に改革を実行されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月19日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
内閣官房長官	

今後の保育制度の検討に係る意見書

保育制度を含む次世代育成支援のあり方については、規制改革会議の逐次にわたる答申などを受けて社会保障審議会少子化対策特別部会における議論が進められており、本年度中にも報告書がまとめられるところである。

すでに、昨年5月には、社会保障審議会少子化対策特別部会において「基本的考え方」が示されているところであるが、現在、議論されている項目の中には、今後の財源の確保や保育要件の見直し、参入のあり方など保育行政の根幹に関わる問題や、市場原理に基づく直接契約・バウチャー方式の検討など、今日まで保育所が担ってきた子どもの発達の保障機能が揺るぎかねない問題も提起されている。

よって、国におかれては、今後の保育行政のあり方の検討に当たっては、下記の事項を十分踏まえて検討を行うよう強く要望する。

記

- 1 今日までの保育制度が果たしてきた役割を踏まえ、今後のあり方の検討に当たっては、実施責任を持つ現場の自治体及び保育団体との意見交換を十分行い、理解を得ながら進めること。
 - 2 新たな保育の仕組みを検討する場合、「子どもの最善の権利を守る」観点から、量の確保以上に質の担保が必要不可欠である点を踏まえること。
 - 3 保育需要の飛躍的増大、多様化が予想される中で、次世代育成支援策を拡充するための安定した財源を確保すること。
 - 4 今後の利用促進を図るため保育料の負担軽減について検討すること。また、安易に負担金の徴収を現場の保育所に委ねることがないように配慮すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月19日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
厚生労働大臣	
内閣官房長官	

国籍法改正に関する意見書

本年1月1日、改正国籍法が施行された。今回の改正は、婚姻関係のない日本人の父と外国人の母の間に生まれた子に対する日本国籍の取得を認めていなかった改正前の国籍法の規定は一部違憲であるとの最高裁判所判決を受けたものであり、父母が婚姻をしていない場合における認知された子にも、届け出による日本の国籍の取得を可能としたものである。

しかしながら、今回の改正については、認知が真正なものであることを確認するための万全の調査や、父子関係の科学的な確認方法を導入することの可否についての検討を行うことなど、適正な施行に向け国会で附帯決議が行われたほか、国民の間でも偽装認知の防止などをめぐり懸念する声がある。

偽装認知の発生は、我が国が批准する「児童の権利条約」に掲げられた国籍を取得する権利はもとより、子どもたちの未来を損ない、さらには、人権立国や我が国の根幹をも揺るがしかねない可能性をはらむものである。

よって、国におかれては、改正国籍法の趣旨を踏まえ、偽装認知の防止など厳格な制度の運用に万全を期すよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月19日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会

障害者自立支援法の見直しを求める意見書

平成18年に施行された障害者自立支援法については、法の円滑な運用のための特別対策や、平成19年12月にまとめられた与党・障害者自立支援に関するプロジェクトチーム報告書に基づく利用者負担の見直しなどの緊急措置も取られてきたところである。

その上で、現在、政府・与党において、法施行3年後の抜本の見直しに向けて検討が進められており、その中では、見直しの全体像や介護保険制度との関連、利用者負担のあり方などが議論されている。

よって、国におかれては、障害者自立支援法施行に伴い、利用者負担などに係る今日まで障害者団体等から寄せられた厳しい声などを十分に踏まえ、下記の事項について適切な見直しを行うよう強く要望する。

記

- 1 障害者自立支援法の見直しに当たっては、介護保険制度との統合を前提とせず、あくまでも障害者施策としてのあるべき仕組みを検討すること。
- 2 最大の問題となっている利用者負担については、これまでの特別対策や緊急措置によって改善されている現行の負担水準の継続は当然として、これまでの経緯を十分に踏まえ、新たな利用者負担の考え方にに基づき、法の規定を見直すこと。
- 3 新施設体系への移行が円滑に進まない状況を踏まえ、施設利用要件の抜本的な見直しを行うこと。
- 4 障害者の範囲について、発達障害や高次脳機能障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化し、障害程度区分についても、身体、精神、知的、発達障害などの障害特性を反映するものとなるよう見直しを行うこと。
- 5 地域生活支援事業について、障害者が地域で暮らすために不可欠な事業は、自立支援給付とし、移動支援やコミュニケーション支援の充実を図ること。
- 6 福祉的就労分野での利用者の負担解消について、関連施策との関係を含め議論を深めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月19日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
厚生労働大臣	
内閣官房長官	

議会議案第12号

2016年オリンピック競技大会並びにパラリンピック競技大会の 東京招致に関する決議

オリンピックは、民族や文化の違いを越えて世界の国々が競い合い、称え合い、世界中の人々に感動と希望を伝えるスポーツの祭典であり、さらには世界平和を希求する人類の祭典でもある。

1964年の東京オリンピック開催から約半世紀を経て、東京都は再び、夏季オリンピック競技大会並びにパラリンピック競技大会の開催を目指している。

昨年6月4日の国際オリンピック委員会理事会においては、安全面、環境、インフラなどの点が高く評価され、総合評価1位で立候補都市として承認されたところである。しかし一方で、国内のオリンピック招致機運の盛り上げに対する評価については、あまり振るわないという結果であった。

我が国を舞台に、世界のトップアスリートが技と力を競い合う姿は、未来を担う子どもたちに夢と希望を与え、スポーツを通じた青少年の健やかな成長を促すことになる。また、我が国がこれまで培ってきた伝統や文化、先端技術を世界に発信するまたとない機会である。

人口減少時代における地域戦略として交流人口の拡大を県政の大きな柱の一つとし、平成15年に5万人であった県内外国人宿泊者数を平成26年までに50万人とする「海外誘客10倍増構想」を掲げる本県にとっても、これらの競技大会の開催決定は、世界に石川県をPRする大きな契機として意義深いものである。

よって、本県議会は、2016年オリンピック競技大会並びにパラリンピック競技大会の日本開催を心から希望するとともに、東京都の招致活動を全面的に支援、協力するものである。

以上、決議する。

平成21年3月19日

石川県議会